

第2章 鉄道交通及び踏切道における交通の安全

第1節 鉄道交通及び踏切道における交通の安全についての目標

第1 鉄道事故・踏切事故の現状

本市においては、列車の衝突・脱線・火災等の重大な鉄道事故^{*}は発生していませんが、ひとたび事故が発生すれば、多数の乗客の方の死傷につながるなどから引き続き、重大な鉄道事故の絶無を期す必要があります。

なお、本市の鉄道事故及び踏切事故は、平成28年及び令和元年に、それぞれ踏切事故が1件発生しております。

第2 交通安全計画における目標

【数値目標】
踏切事故件数をゼロ

踏切事故の発生により乗客や付近の通行車両等に与える影響も大きいことから、引き続き「踏切事故件数ゼロ」を目指します。

^{*} 鉄道事故：列車衝突事故、列車脱線事故、列車火災事故、踏切障害事故、道路障害事故（踏切道以外の事故）、鉄道人身障害事故及び鉄道物損事故をいいます。

第2節 鉄道事故及び踏切事故の対策

第1 鉄道交通の安全対策

1 鉄道施設等に影響を与える道路施設等の安全性の確保

鉄道施設上に架設されている跨線橋等の道路施設は、地震や老朽化等による落橋やコンクリート片の落下などの事故が起こった場合に鉄道の安全性を脅かし、第三者被害を招くことにつながるため、平成28年12月に改正された道路法施行規則に基づいて跨線橋の計画的な点検や老朽化対策及び耐震化を促進し、防災対策の強化を図ります。

また、駅施設等について、高齢者・視覚障がい者を始めとするすべての旅客のプラットホームからの転落・接触等を防止するため、ホームドアの整備を加速化するとともに、ホームドアのない駅での視覚障がい者の転落を防止するため、新技術等を活用した転落防止対策を推進します。

2 鉄道交通の安全に関する知識の普及

事故の多くは、利用者や踏切通行者、鉄道沿線住民等が関係するものであることから、安全設備の正しい利用方法の表示の整備等により、利用者等へ安全に関する知識をわかりやすく、適確に提供します。また、学校、沿線住民、道路運送事業者等を幅広く対象として、関係機関等の協力の下、全国交通安全運動等において広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させることとします。

3 救助・救急活動の充実

鉄道の重大事故等の発生に備え、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、鉄道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を図ります。

4 被害者支援の推進

公共交通事故による被害者等への支援の確保を図るため、国土交通省に設置した公共交通事故被害者支援室では、①公共交通事故が発生した場合の情報提供のための窓口機能、②被害者等が事故発生後から再び平穏な生活を営むことができるまでの中長期にわたるコーディネーション機能（被害者等からの心身のケア等に関する相談への対応や専

門家の紹介等)等を担うこととしています。引き続き、関係者からの助言をいただきながら、外部の関係機関とのネットワークの構築、公共交通事故被害者等支援フォーラムの開催、公共交通事業者による被害者等支援計画作成の促進等、公共交通事故の被害者等への支援の取組を着実に進めていきます。

第2 踏切道における交通の安全対策

1 踏切道の立体交差化、構造の改良の促進 及び歩行者等立体横断施設の整備の促進

自動車交通量が多く踏切遮断時間が長い踏切道など、立体交差化を実施することにより交通の円滑化に著しく効果があると認められる踏切道については、極力立体交差化を図り踏切道の除却を促進します。加えて、立体交差化までに時間のかかる比較的遮断時間の長い踏切等については、効果の早期発現を図るため各踏切道の状況を踏まえ、歩道拡幅等の構造の改良や歩行者立体横断施設の設置等を促進します。さらに、平成27年10月の高齢者等による踏切事故防止対策検討会の取りまとめを踏まえ、平滑化等のバリアフリー化を含めた高齢者等が安全で円滑に通行するための対策を促進します。

2 踏切道の統廃合の促進

踏切道の立体交差化、構造の改良等の事業の実施に併せて、近接踏切道のうち、その利用状況、う回路の状況等を勘案して、地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を進めるとともに、これら近接踏切道以外の踏切道についても同様に統廃合を促進します。

ただし、構造改良のうち、踏切道に歩道がないか、歩道が狭小な場合の歩道整備については、その緊急性を考慮して、近接踏切道の統廃合を行わずに実施できることとします。

3 その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置

踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、必要に応じ、踏切道予告標、踏切信号機の設置や車両等の踏切通行時の違反行為に対する指導取締りを適切行います。

また、自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時における非常ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るため、踏切事故防止キャンペーンを推進します。

さらに、学校、自動車教習所等において、踏切の通過方法等の教育を引き続き推進するとともに、鉄道事業者等による高齢者施設や病院等の医療機関へ踏切事故防止のパンフレット等の配布を促進します。

災害時においても、踏切道の長時間遮断による救急・救命活動や緊急物資輸送の支障の発生等の課題に対応するため、関係者間で遮断時間に関する情報共有を図るとともに、遮断解消や迂回に向けた災害時の管理方法を定める取組を推進します。